

## ミャンマー知的財産権制度の概要【その1】

### ～知的財産保護の現状～

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei  
(弁護士)



Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

本稿は、ミャンマー知的財産権制度の概要について紹介する全2回のシリーズの【その1】。

#### 1. 実体法および関連法

ミャンマーのさらなる経済発展のためには、知的財産権の保護およびその権利行使の重要性は高まっている。しかしながら、知的財産権は憲法の定める権利(2008年連邦共和国憲法第37条、372条)とされているものの、他国とは異なり、1914年著作権法を除いて実体的に有効な知的財産法は存在せず、これを統括する知的財産局も存在しない。一方、知的財産保護および権利行使に関連する法規としては、以下のような法規が挙げられる。

- 民間工業企業法(1990年)
- 登録法(1908年)
- 刑法(1860年)
- 商品標章法(1889年)
- 海事税関法(1878年)
- 特定救済法(1877年)
- 科学技術振興法(1994年)
- テレビ・ビデオ法(1996年)
- マネーロンダリング禁止法(2014年)
- 競争法(2015年)

## 2. 権利行使および保護

1908年登録法第18条(f)項に基づき、全ての知的財産権は登録（農業灌漑省土地記録局の権利および保証登録官室、における所有権の宣誓および登記）の対象となり得る。登録を通じて、知的財産権者がその所有権を意図的に宣言した日付が特定され得ることとなるが、これにより排他的独占権が発生するものではない点に留意する必要がある。現状、先使用主義が商標を含む知的財産保護の基本的原則とされており、登録情報は公表されるものではないことから、ミャンマー国内における使用を伴わない知的財産権の登録については、対外的告知または警告の一環として、別途これを新聞紙上に掲載（Cautionary Notice）しておくことが推奨される。知的財産権の登録と新聞公告掲載までの流れを図1に示す。

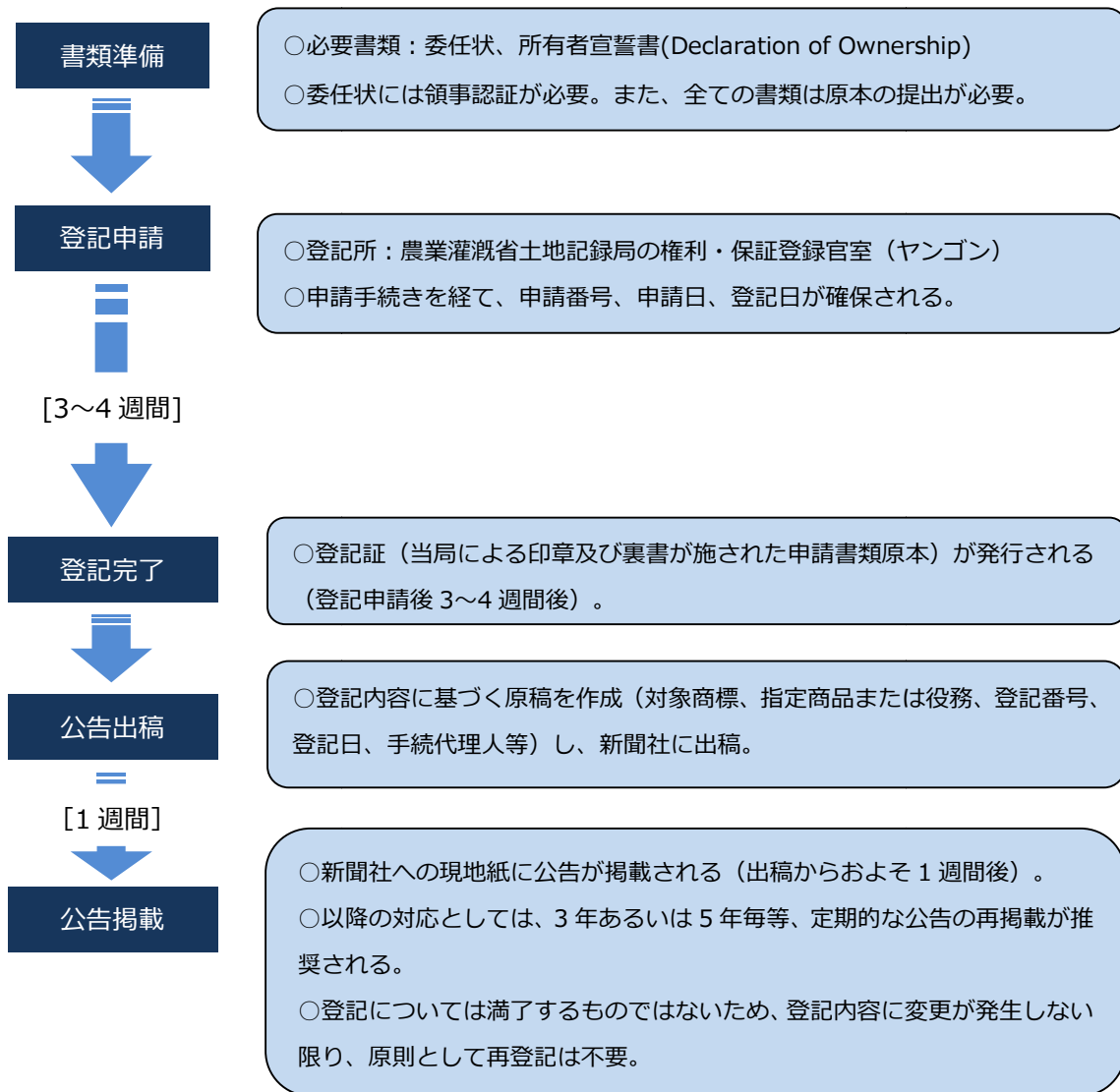
### 1) 商標

1990年民間工業企業法第7条によれば、商標が付されない商品の頒布および販売は禁止されており、全ての製造販売行為には商標が付すべきものとされている。商標は財産権として認識され、完全に特徴を異にする商品に使用する場合を除き、権利者による許可なくして他者がこれを使用することはできないものとされる。

### 2) 著作権

1914年著作権法は知的財産保護のための唯一の実体法であるが、権利行使の拠り所となる罰則規定は必ずしも十分なものではなく、また、登録手続きについては全く規定されていない。現行著作権法による保護の対象は、「ミャンマーにおいて最初に公表された創作物」、あるいは「ミャンマー国内における創作物あるいはミャンマー人による創作物であって、未公表のもの」の二種に限定されている。ミャンマーはベルヌ条約に加盟しておらず、著作権保護に関わる規定が十分なものではないことから、上記二種に該当しない創作物についてはミャンマーにおいてその権利を行使できない。

図1 知的財産の登録から新聞広告掲載までの流れ



一方、著作権は同時に、1889年商品標章法や1996年テレビ・ビデオ法といった関連法規によっても保護され得る。商品標章法第2条第(2)(e)項によれば、「商取引に関わる記述(trade description)」には、対象の商品に関して存在するあらゆる特許、特権、著作権についての、直接的あるいは間接的な全ての記述、陳述あるいはその他の表示が含まれるものとされている。したがって虚偽による記述が発覚した場合には、1889年商品標章法に基づく対抗が可能となる。さらに、権利者やライセンサーによる許可を得ないで、商業目的でビデオテープを頒布、貸借、展示

した場合、テレビ・ビデオ法に基づき、3年以下の禁固刑、罰金刑あるいはその双方が課される。

1914年著作権法および関連法規により著作権は保護され得るものの、文学、芸術、写真、音楽、情報技術といった分野において妥当な保護を獲得することは依然として困難であり、更なる法整備が必要とされる。

### 3)意匠

実体法としての意匠法は存在しないが、新規で独創的な意匠については、1908年登録法第18条第(f)項に基づく登録の対象となり得る。

知的財産種別	実体法	関連法規
工業意匠	なし	○登録法 第18条第(f)項に基づく登録が可能
		○特定救済法 第52条に基づく一時的または永久的差止めが可能 第42条に基づく所有権の宣言的決定の対象となり得る
		○刑法 第403条に基づく罰則規定適用の対象となり得る

## 4)特許

実体法としての特許法は存在せず、実務上の規定は意匠とほぼ同一である。尚、現在迄に、特許を争点とする係争は発生していない。

知的財産種別	実体法	関連法規
特許	なし	○登録法 第 18 条第(f)項に基づく登録が可能
		○特定救済法 第 52 条に基づく一時的または永久的差止めが可能 第 42 条に基づく所有権の宣言的決定の対象となり得る
		○刑法 第 403 条に基づく罰則規定適用の対象となり得る
		○科学技術振興法 第 15 条に基づき、技術移転契約は登録の対象となり得る。登録なき場合、契約内容に関連する訴訟の提起は認められない。

2015 年 7 月、商標法、特許法、著作権法、工業意匠法を網羅する新知的財産法案が議会に提出され、一般からの意見公募を目的として新聞紙上に公表された。2016 年内の法案可決、そして新知的財産法の施行が期待されているが、今後、議会（下院・上院）による法案の検討および可決、そして大統領による承認および通達と、長期にわたり各段階を経ることが必要とされ、現時点（2016 年 2 月）において、具体的な施行時期については不明である。

【その 2】では、2015 年 7 月に議会に提出された知的財産保護に関する新たな法案の概要を紹介する。

【その 2】に続く。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）